



# 子育て支援事業レポート

## 8月のプロに学ぶ<sup>秘</sup>テクニック講座は…心豊かにご褒美講座2本を行いました!!

8月23日はフラグループプルメリア長瀬の皆様による「みんなでハワイアン! 優雅に舞おう♪」を行いました。ママ達の晴れやかな笑顔の舞いに胸が熱くなりました。みなさん素敵でした!!

8月29日はるるる♪みゅ〜じゅくの皆様による「素敵な歌声に心癒やされて♪ふれ愛ベースだっこdeコンサート」でした。ソプラノは長瀬出身の高橋薫さん、バリトン富田駿愛さんご夫婦の素晴らしい歌声に魅了されました。子ども達は楽しく、ママ達はうっとり、夏休み最後の思い出作りとなりました。



☆11月17日(日)多世代ふれ愛ベース長瀬において「長瀬町子育て応援フェスタ」を開催いたします! 詳細につきましてはチラシを配布します。みなさんお誘い合わせておいでください!!

## 長瀬町の健康増進事業の取組が4年連続で健康長寿優秀市町村「優秀賞」に選ばれました!

令和5年度に埼玉県が健康長寿に関する優秀な取組を行った市町村を表彰する「健康長寿優秀市町村表彰式」が令和6年8月6日に県民健康センターで行われ、17市町村が受賞しました。そのうち最も優秀な5市町村の「優秀賞」に長瀬町の健康長寿事業の取組が4年連続で選ばれました!

令和5年度に行った取組をご紹介しますので、ご覧ください。



### ①健康増進事業の事業評価

「元気モリモリ体操」などの健康増進事業について、埼玉県立大学等と事業評価をしたところ、令和元年度からの4年間で複数の事業参加者と非参加者を比較すると、要介護2以上へ移行する割合が約2分の1に抑えられていることが分かりました。

### ②前期高齢者や男性の参加者の獲得に向けて

健康増進事業への前期高齢者や男性の参加者が少ないことが課題でしたが、前期高齢者や男性が多く参加している公民館事業に着目し、新たな取組を実施しました。健康と文化に触れ合う機会として「健康と文化のコラボラボ」を1週間にわたり開催し、また、観光地長瀬の強

みを生かした「ながとろ花めぐり講座」や椅子に座りながらできる「サーキットチェアトレーニング講座」等の事業を公民館と共催で実施しました。その結果45%の前期高齢者と14%の男性参加者の獲得に成功しました。

### ③町民とつくる健康長寿プロジェクト

次期健康増進計画の策定に向け「町民とつくる健康長寿プロジェクト」として、運動習慣等の生活習慣や健康づくりに関するニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。令和6年度はワークショップを実施予定であり、町民とつくる健康長寿の町を目指し、今後も健康増進事業に取り組んでまいります。

問合せ 健康こども課 健康づくり担当 ☎66・3111 内線132、133

## 令和6年度 町民新体力テスト参加者募集!

今現在の自分の体力を知ることにより、健康の維持増進や体力づくり、自分にあった運動を始めるきっかけになります。自分自身の体力を知る絶好のチャンスとして、新体力テストにチャレンジしてみませんか? 皆様のご参加をお待ちしております!

日時: 10月17日(日) 午後7時から開始 (受付午後6時45分から)

場所: 中央公民館 体育室

対象: 20歳~79歳の方

種目: 【共通】

握力、上体起こし、長座体前屈

【20歳~64歳】

反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とび

【65歳~79歳】

開眼片足立ち、10m障害物歩行、6分間歩行

持ち物: 動きやすい服装、運動のできる体育館シューズ、飲み物、タオル

参加費: 無料

主催: 長瀬町スポーツ推進委員会、長瀬町教育委員会

申込み方法: 10月15日(火)午後5時までに電話、FAX、メールまたは中央公民館窓口で下記事項を記載のうえ、お申込みください。

①氏名 ②住所 ③連絡先 ④年齢 ⑤性別

その他: ○医師から運動を制限されている方、体調不良の方は参加できない場合があります。○40歳以上の方は、「はつらつポイントカード事業」の対象です。

### 申込み・問合せ

教育委員会 生涯学習担当 (中央公民館内)

☎66・1800 FAX 66・1564

✉kyoiku@town.nagatoro.saitama.jp



町HP



フェイスブック

「長瀬町(Nagatoro)」



インスタグラム

「ながとろ」

令和6年10月1日発行  
発行・編集/長瀬町役場 ☎0494-66-3111(代)  
〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035-1

税務会計課・町民課窓口  
●日曜開庁日 10月27日(日)  
●税務関係添付証明書の交付  
●納税  
●印鑑証明書の交付

午前9時~正午 午後1時~5時  
●納税  
●戸籍謄本・抄本の交付  
●住民票の交付  
※住民票・戸籍証明書の広域交付はできません。